

# 福祉環境委員会

令和2年3月18日(水)  
議会運営委員会終了後  
第2委員会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長

【事務局】新開書記

---

## 議題

### 1 執行部報告事項

(1) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について 【保険年金課】

(2) その他

### 2 福祉環境委員会の取組課題について

### 3 その他

島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

1 保険料率の改定について

後期高齢者医療に係る保険料率等は、2 年ごとに見直しが行われ、島根県後期高齢者医療広域連合が決定します。(賦課限度額及び軽減基準については、政令で規定されます)

毎年 7 月に広域連合が被保険者の年間保険料を賦課決定し、その決定額に基づき市が徴収に係る納付方法(特別徴収・普通徴収)と期割額、納期限等を決定して徴収業務を行います。

令和 2・3 年度保険料率等(島根県統一)は、令和 2 年 2 月 14 日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において可決され、次のとおり決定されました。

年度	均等割	所得割	保険料限度額
令和2・3年度	50,640円	9.55%	64万円
平成30・令和元年度	43,440円	8.25%	62万円
年度比	7,200円増	1.30ポイント増	2万円増

2 保険料軽減の改正について

被保険者均等割額の軽減基準が一部拡大されます。(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

(令和元年度)

(令和 2 年度)

軽減割合	世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
5 割軽減	前年中の所得が 33 万円＋ (28 万円×被保険者数)以下の世帯	⇒
2 割軽減	前年中の所得が 33 万円＋ (51 万円×被保険者数)以下の世帯	
		28.5 万円
		52 万円

なお、均等割額について、本則 7 割軽減対象者へは国の特例措置により上乗せして軽減されていましたが、令和元年度から見直しされています。

(令和元年度)

(令和 2 年度)

軽減割合	世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
8 割軽減	所得なしの世帯 (年金の所得は控除額を 80 万円として計算)	⇒
8.5 割軽減	前年中の所得が 33 万円以下の世帯	
		7 割
		7.75 割